

モンゴル側の手続に関するQ & A

Q 1 : モンゴル労働・社会保障省労働福祉サービス庁（GOLWS）と双務契約を締結することなく、モンゴルに在住するモンゴル国籍の方と雇用契約を締結することはできますか。

A 1 : GOLWSによれば、モンゴルにおいては、モンゴルに在住する特定技能外国人の送出しに当たり、予め受入機関がGOLWSと双務契約を締結し、GOLWSから提供される「特定技能モンゴル人候補者表」の中から雇用契約の対象となる候補者を選定するとされています。

ただし、日本に在住するモンゴル国籍の方を雇用する場合には、双務契約の締結は不要とのことです。

万が一、双務契約を締結せず、モンゴルに在住するモンゴル国籍の方と雇用契約を締結した場合には、下記に連絡し、相談してください。

【日本国内】

駐日モンゴル国大使館領事部アタッシェ/労働担当/

[電話番号] 090-6300-7503、03-3469-2088

[メールアドレス] info@japancenter.mfsp.gov.mn、tokyo10@mfa.gov.mn

【モンゴル】

モンゴル労働・社会保障省労働福祉サービス庁（GOLWS）

[電話番号（国際電話）] +976-7013-6992

[メールアドレス] ssw@hudulmur-halamj.gov.mn

Q 2 : 「特定技能モンゴル人候補者表」の提供を受けるためには、手数料が必要でしょうか。

A 2 : GOLWSによれば、「特定技能モンゴル人候補者表」の提供を受けるには、GOLWSのデータベースを利用する必要があり、2年ごとに250米ドル程度のシステム利用手数料を支払う必要があるとのことです。